

智頭警察署速度取締り指針

(令和6年1月)

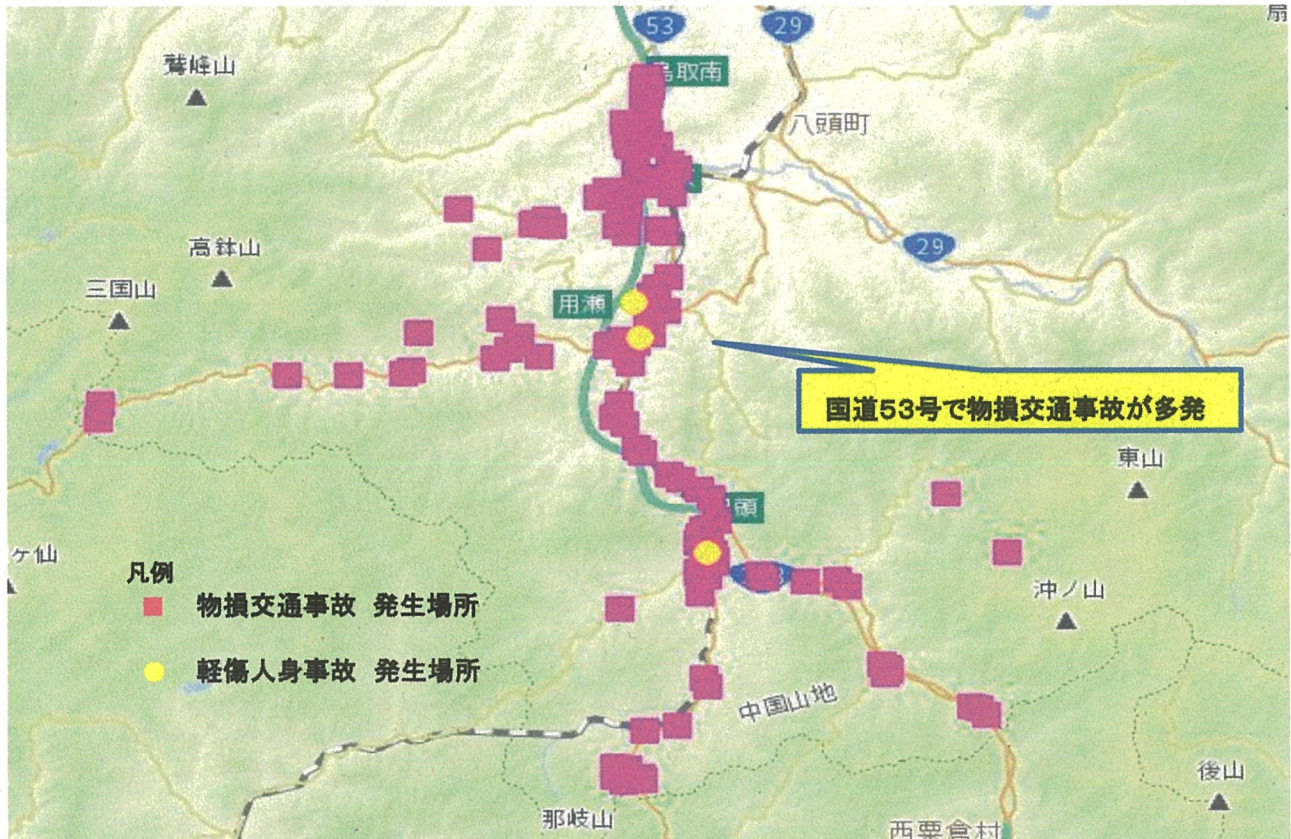
速度取締りの重点

交通事故発生状況の分析を踏まえ、下記のとおり重点的に速度取締りを行います。

重点路線	重点時間帯	重点地域	規制速度
国道53号	7:00~18:00	智頭町・用瀬町・河原町内	50km/h

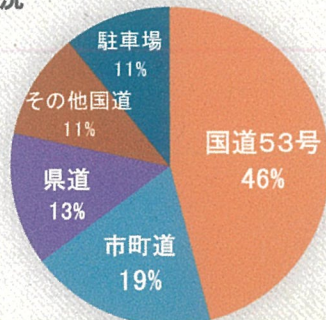
※ これ以外の路線においても、交通状況に応じて速度取締りを行います。

令和5年6月から令和5年11月までの交通事故発生状況

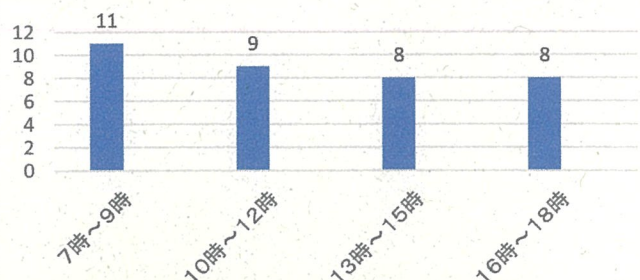


過去5年の人身交通事故発生状況 ~37件~

路線別発生状況



時間帯別発生状況



- 人身事故の約5割が国道53号で発生
- 人身事故は、午前7時から午後6時に発生
- 国道53号は、速度超過による重大事故の発生が懸念
- 過去5年の交通死亡事故は、3件3名

その他の交通指導取締り

交通事故の発生を未然に防止するため、重大事故に直結する

飲酒運転・無免許運転・信号無視・一時不停止・歩行者等妨害・携帯電話使用・シートベルト等の指導取締りについても、管内全域で行います。

この他、通学路や生活道路対策として、可搬式速度違反自動取締装置を使用した取締りも行っています。